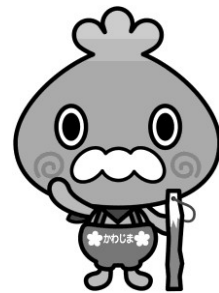


川島町ファミリーサポートセンター

川島町緊急サポートセンター



川島町マスコット
かわみん



川島町マスコット
かわべえ

ご利用の手引き

目次

1	センターの仕組み	1
2	ファミリーサポートの活動(活動内容、活動料金な ...)	2
3	ファミリーサポートの登録から利用までの流れ	3
4	緊急サポートの活動(活動内容、活動料金など)	4
5	緊急サポートの登録から利用までの流れ	5
6	病児・病後児保育について	6
7	移動交通費やその他実費 (ファミリーサポート・緊急サポート共通)	7
8	お預かりに際して利用会員が用意するもの	7
9	保険について	8
10	ファミリーサポート・緊急サポート 比較表	9
11	会則	10

○事業内容についての問合せ

川島町 子育て支援課

電話:049-299-1765(受付:平日8時30分~17時15分)

○利用についての問合せ

緊急サポートセンター埼玉(川島町委託先)

【センターHP】

■ファミリーサポート(坂戸センター)

電話:049-299-5790(受付:平日9時~17時)

■緊急サポート(川口センター)

電話:048-297-2903(受付:7時~20時(土日祝日可))

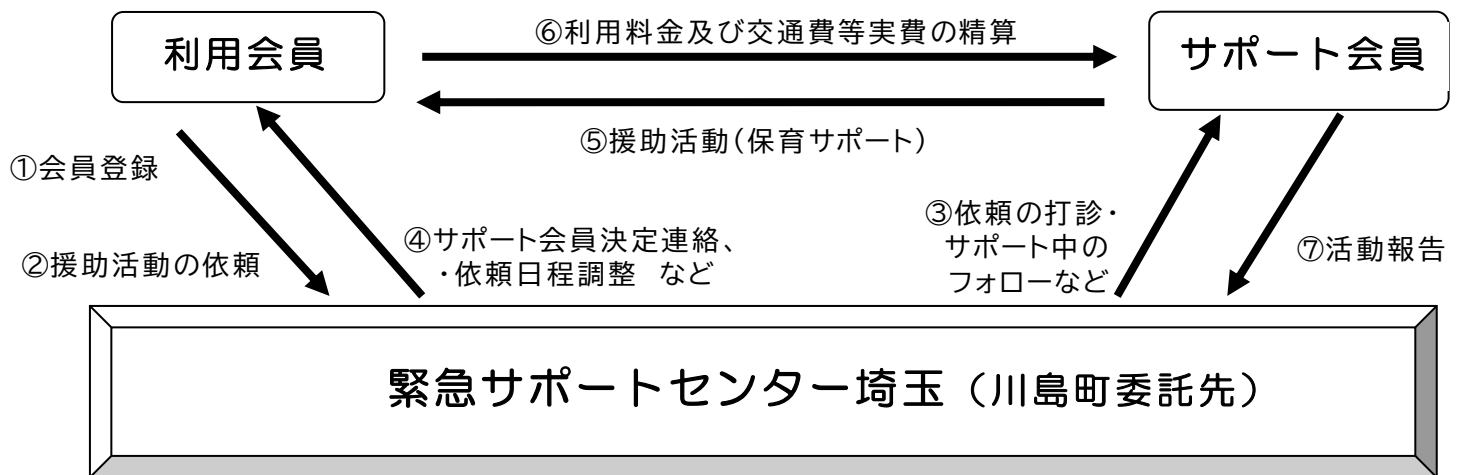


1 センターの仕組み

ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンターは、子育てのお手伝いをして欲しい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、相互の合意のもと、お子さんの預かりなどを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

センターは利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いさせていただきます。利用内容によって、ファミリーサポート、緊急サポートのいずれかで対応します。

※有償ボランティアの活動のため、状況により利用会員のご希望に沿えない場合がございます。ご了承ください。



予め利用の日が決まっている
元気なお子さんの預かりや送迎

ファミリーサポートセンター

※事前に打ち合わせをしたサポート会員が担当となって、依頼内容に沿って計画的にサポートします。

- ・保育園等への送迎やその前後の預かり
- ・保育園等の休みの時の預かり
- ・習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中の預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

■坂戸センター

電話：049-299-5790
(受付：平日 9時～17時)

⇒詳細は P2～P3 をご覧ください。

急を要する時、
病気や病気が治りかけのお子さんの預かり

緊急サポートセンター

※必要に応じてサポート会員を探します。

- ・事前打ち合わせをする時間が取れない時
- ・病児・病後児の預かり
- ・保育園等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・そのほか急を要する子育てに関する困った時など

□川口センター

電話：048-297-2903
(受付：7時～20時(土日祝日可))

⇒詳細は P4～P6 をご覧ください。

平日7～9時、17時～20時、土日祝日(ファミリーサポートセンター受付時間外かつ緊急サポートセンター受付時間内)に連絡したときは、電話は緊急サポートセンターに転送されます。翌営業日にファミリーサポートセンターが対応します。

2 ファミリーサポートの活動

■サポート内容

事前に紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。予定が決まっている、元気なお子さんの預かりや送迎などが基本です。

- ・保育園や幼稚園、小学校、中学校及び放課後児童クラブへの送迎やその前後の預かり
- ・保育園等の休みの際の預かり
- ・習い事、塾の送迎
- ・保護者の求職活動中の預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

■預かりの対象

原則、満6か月から中学3年生までのお子さんが対象です。

■預かりの人数

兄弟姉妹の場合、複数のお子さんの預かりができます。サポート会員と相談の上、決定します。

■援助活動の場所

原則、サポート会員宅で行います。相互の合意のもと、利用会員宅でも可能です。

■利用料金(お子さん1人/1時間当たり)

援助活動終了後、単価から町補助金を差し引いた額(利用会員支払額)を、サポート会員に直接お支払いください。※町補助金は、後日サポート会員に町から振り込みます。

援助活動の時間	単価	町補助金額	利用会員支払額
7時～19時	700円	200円	500円
19時～21時	800円	200円	600円

- * 交通費、食事代、ガソリン代等活動に関わる実費は、別途負担していただきます。(→P7)
- * 兄弟など、複数の児童を1人のサポート会員で預かる場合、2人目以降は半額になります。
- * サポート会員が自宅を出て活動する場合は、サポート会員が援助活動のために自宅を出てから自宅に戻るまでの時間を活動時間に含めます。

■利用料金計算方法(利用会員が払う金額)、お子さん1人の場合

- ①活動時間が1時間以内のときは、1時間分の料金となります。
(例1) 18時00分～18時30分・・・500円(7時～19時の30分の活動)
(例2) 18時50分～19時20分・・・600円(7時～19時と19時～21時をまたいだ30分の活動)

- ②活動時間が1時間以上のときは、30分単位で料金を計算します。

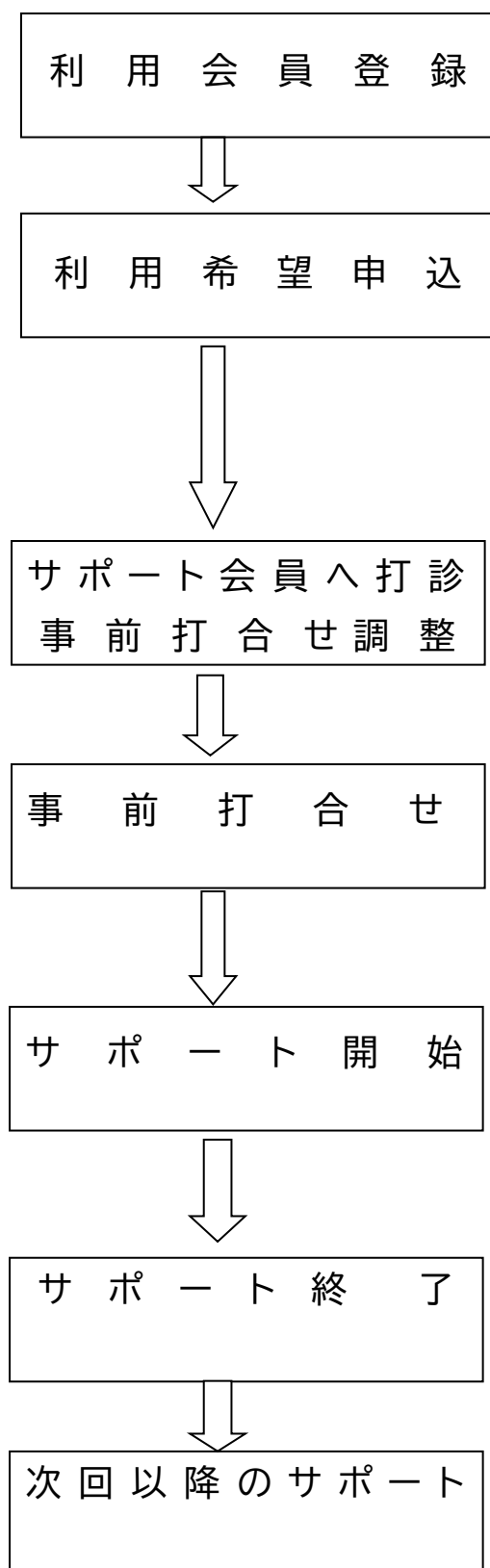
(例) 18時20分～19時40分…850円
(7時～19時と19時～21時をまたいだ1時間30分の活動)

援助活動の時間	利用会員支払額単価	利用会員支払額
18時20分～18時50分	500円/1時間	250円
18時50分～19時20分	600円/1時間	300円
19時20分～19時40分	600円/1時間	300円
	合計	850円

□キャンセル料 ※キャンセル料は町補助金対象外です。ご注意ください。

活動予定日前々日まで	無料
活動予定日前日、当日	700円
無断キャンセル	予定時間分の利用料金全額

3 ファミリーサポートの登録から利用までの流れ



○ご利用には登録が必要です。

右の入会フォームへ入力、もしくは川島町役場子育て支援課へ入会申込書を提出してください。

【入会フォーム】



○利用したい日の1週間前までに、センターに電話で申込をしてください。利用希望日など、詳細をお聞きします。

【利用フォーム】

坂戸センター TEL:049-299-5790

※電話申込後、お子さんの詳しい情報を利用フォームへ入力してください（初回利用のみ）。



○センターで依頼内容を伺い、対応できるサポート会員を探します。サポート会員が見つかり次第、利用会員へ連絡し、事前打合せの日程の調整を行います。

○利用会員、サポート会員、センター（地域リーダー）の3者で依頼内容の詳細を打合せします。

※打合せ場所：利用会員宅・サポート会員宅・その他
※可能な限り、援助対象となるお子さんもご同伴ください。

○事前打合せで決めた内容で活動します。内容に変更がある場合は、必ず事前にセンターに連絡してください。

※保育に必要なものは、利用会員が準備する必要があります。（→P7）

○援助活動報告書の内容を確認、署名の上、活動時間分の利用料金（利用会員支払額）と実費を、サポート会員に直接現金で支払います。

○継続してサポートを行う場合、基本的には、事前打合せを行ったサポート会員が担当となっており、その後の依頼も対応していきます。翌月（次回）の依頼予定日は、前月末までにセンターへご連絡ください。センターがサポート会員へ日程の確認をします。

※担当のサポート会員の都合が合わず、対応できない場合もありますのでご了承ください。別のサポート会員を緊急サポートセンターで探すことも可能です。

4 緊急サポートの活動

■サポート内容

急を要するお預かりや送迎、病児・病後児保育を行います。利用予定日当日の依頼が可能です。基本的に、その時々で対応できるサポート会員が援助を行います。

- ・病児、病後児のお預かり
- ・ファミリーサポートで事前打合せができない時
- ・ファミリーサポートで担当のサポート会員が急に都合が悪くなった時
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・冠婚葬祭、その他、急を要する子育てに関する困った時など

■預かりの対象

原則、0歳から中学3年生までのお子さんが対象です。

■預かりの人数

兄弟姉妹の場合、複数のお子さんの預かりができます。サポート会員と相談の上、決定します。ただし、病児・病後児のお預かりは1人までです。

■援助活動の場所

サポート会員宅や利用会員宅で行います。双方の合意の元、その他の場所でのお預かりも可能です。

■利用料金(お子さん1人/1時間当たり)

援助活動終了後、単価から町補助金を差し引いた額(利用会員支払額)を、サポート会員に直接お支払いください。※町補助金は、後日サポート会員に町から振り込みます。

援助活動の時間	単価	町補助金額	利用会員支払額
7時～19時	1,000円	200円	800円
19時～21時	1,100円	200円	900円

* 交通費、食事代、ガソリン代等活動に関わる実費は、別途負担していただきます。(→P7)

* 兄弟など、複数の児童を1人のサポート会員で預かる場合、2人目以降は半額になります。

* サポート会員が自宅を出て活動する場合は、サポート会員が援助活動のために自宅を出てから自宅に戻るまでの時間を活動時間に含めます。

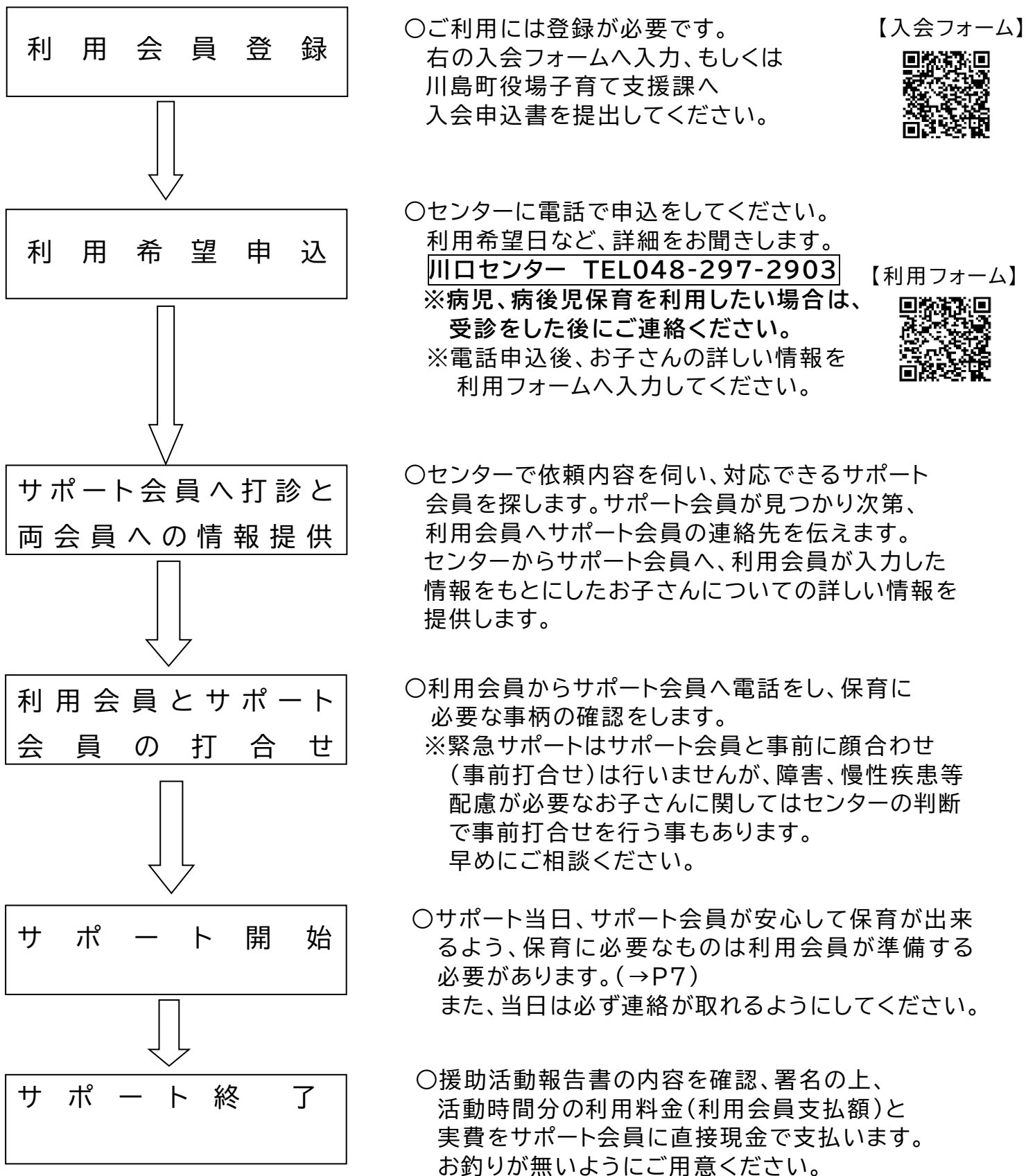
□利用料金計算方法(利用会員が払う金額)

①活動時間が1時間以内のときは、1時間分の料金となります。 (例1) 18時00分～18時30分・・・800円(7時～19時の30分の活動) (例2) 18時50分～19時20分・・・900円(7時～19時と19時～21時をまたいだ30分の活動)		
②活動時間が1時間以上のときは、30分単位で料金を計算します。 (例) 18時20分～19時40分・・・1,300円 (7時～19時と19時～21時をまたいだ1時間30分の活動)		
援助活動の時間	利用会員支払額単価	利用会員支払額
18時20分～18時50分	800円/1時間	400円
18時50分～19時20分	900円/1時間	450円
19時20分～19時40分	900円/1時間	450円
	合計	1,300円

□キャンセル料 ※キャンセル料は町補助金対象外です。ご注意ください。

活動予定日前々日まで	無料
活動予定日前日、当日	1,000円

5 緊急サポートの登録から利用までの流れ



※緊急サポートは単発の依頼が基本です。依頼があるときはその都度、センターにお電話ください。

6 病児・病後児保育について

病児・病後児保育は、申込の前に受診が必要です。保育園などからの急な呼び出しなどで利用する場合は、お子さんの状態により対応が異なりますので、まずはセンターへお電話ください。

病児・病後児保育の援助にあたって、最も大切なことは、利用会員からの正確な情報提供です。お子さんを守るためにも、また、サポート会員と利用会員との信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

■サポート会員の援助活動について

サポート会員は、講習会(保育、看護、救命救急などの内容・24時間分)を受けて会員登録をしています。ですが、ほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児の預かりについての専門家ではありませんので、原則、医療器具を使った援助(喘息発作時の吸入等)はできません。

■病児・病後児保育の受け入れについて

センターでは、利用会員からの詳しいお話を聞き、以下の基準を参考にして、受け入れができるかどうかを判断いたします。できる限りお預かりするよう努力していきたいと思っておりますので、お気軽にご相談ください。

受け入れ可能なとき	<ul style="list-style-type: none">・全身状態がよい場合・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合
受け入れ可能なケースが多いが、保護者からのより詳細な話が必要なとき	<ul style="list-style-type: none">・感染力の強い病気(インフルエンザ、はしかなど)・ひどい下痢、嘔吐(ノロウイルス、ロタウイルスなど)・児童が過去にけいれんをおこしたことがある場合
受け入れ要相談のとき	呼吸器疾患(喘息、Rsウイルス感染症、肺炎、クループなど)
受け入れることができない場合	<ul style="list-style-type: none">・全身状態が悪い場合・医師に密な観察が必要だと言われた場合・呼吸困難がある場合(ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど)・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合・生後半年未満で38℃以上、半年から1歳未満で38.5℃以上、1歳以上で40℃以上の発熱
【参考】 受け入れ可能な子どもに多い病気	扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹(三日ばしか)、アデノウイルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそうなど ※症状によってはお預かりできない場合もあります。 ※障害や慢性疾患があるお子さんについてはご相談ください。



7 移動交通費やその他実費（ファミリーサポート・緊急サポート共通）

○サポート会員が自家用車を使用した場合のガソリン代は、目的地までの走行距離（往復）で計算します。

0～5km:100円、5～10km:200円、10～15km:300円

※5km単位で100円加算

○公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員にお支払いします。

○その他、駐車場利用料金、飲食物などの援助活動中にかかる実費は、事前に会員同士で話し合いの上、利用会員が支払います。

8 お預かりに際して利用会員が準備するもの

原則、お子さんの保育に必要なものは利用会員が準備する必要があります。

○保育に必要なもの

- ・昼食、おやつ（必要時のみ）
- ・ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ・食事用エプロン（必要児童のみ）
- ・紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ・着替え
- ・汚れ物を入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ・おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ・バスタオル
- ・おしぼりタオル
- ・ティッシュ
- ・チャイルドシート（必要児童のみ）

○病気のお子さんの預かり時に、上記に加えて必要なもの

- ・保険証、診察券、医療費受給資格証、お薬手帳、母子手帳など
※医療機関を受診するときに必要なものをご用意ください。
 - ・保育中に飲ませる薬
※受診した医療機関から処方された薬を、1回分ずつ小分けにしてをご用意ください。
 - ・体温計
 - ・ビニール袋（氷を入れるものから、汚れものを入れるものまで大・小あると便利です）
 - ・保冷剤や冷えピタ、氷など体を冷やすもの
- ※お預かりまでに解熱剤を使ったかどうか、お子さんが眠れていたかどうかなど、お子さんの様子をサポート会員に事前にご説明いただく場合があります。

9 保険について

万が一に備え、事業委託先(緊急サポートセンター埼玉)は、NPO総合保険(あいおい損保)に加入しています。

■賠償責任保険

サポート会員が利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目		保険金額	
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

■傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の10・20・40倍
通院保険金額	2,000円



10 ファミリーサポート・緊急サポート 比較表

	ファミリーサポートセンター	緊急サポートセンター		
対象児童の年齢	満6か月から中学校3年生まで	0歳から中学校3年生まで		
預かり場所	原則、サポート会員宅	サポート会員宅、利用会員宅、その他		
利用会員 支払料金 (お子さん1人/ 1時間あたり)	7時～19時:500円 19時～21時:600円 ※その他実費負担があります。	7時～19時:800円 19時～21時:900円 ※その他実費負担があります。		
利用申込期限	利用予定日の1週間前まで ※事前打合せができない場合は、緊急サポートでの対応となります。	利用予定日の当日でも申込可能です。		
事前打合せ	利用会員、サポート会員、センター(地域リーダー)で行います。	基本的には行いません。 ※慢性疾患や障害など、配慮が必要なお子さんについては、打合せを行う場合があります。		
センター	坂戸センター		川口センター	
	電話	049-299-5790	電話	048-297-2903
	メール	byoujihoikusakado@sirius.ocn.ne.jp	メール	byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp
	住所	坂戸市八幡 2-5-24-301 松栄コーポラス	住所	川口市東川 4-2-20-102 プロミネンスII102

依頼内容	お子さんの状態	ファミリーサポートセンター	緊急サポートセンター
定期的な 預かり、 送迎	元気なとき	○利用できます。	△利用できますが、ファミサポの方が安い料金で利用できます。
	病気のと看、病気が治りかけのとき	×利用できません。	○利用できます。
急ぎの預かり、送迎 (利用当日等の依頼)	元気なとき	×利用できません。	○利用できます。
	病気のと看、病気が治りかけのとき	×利用できません。	○利用できます。

川島町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、川島町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、地域において育児の援助を行うことを希望する者（以下「サポート会員」という。）と育児の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、地域で安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集及び登録を行うこと。
- (2) 会員間の育児の援助活動の調整に関すること。
- (3) サポート会員に対する、援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。
- (4) サポート会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日及び時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日は12月29日から翌1月3日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等については、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者とする。
- (2) サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者とする。
- (3) 利用会員は、援助活動に理解を有し、町内に住所を有する、原則として当該利用会員の親族である中学校3年生までの児童（以下「児童」という。）と同居している者とする。

(入会及び会員登録)

第7条 センターに会員として入会しようとする者は、センターが定める所定の手続きに従い、サポート会員または利用会員としてセンターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、サポート会員には会員証を発行し、利用会員には会員番号を通知する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次に該当する際、会員資格を喪失するものとする。

(1) センターに退会の届出を行ったとき。
(2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。但し、利用会員が同居している児童が中学3年生を終えた場合でも、センターが援助活動を必要と認めた場合はこの限りでは無い。

2 センターは、次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。
- (2) 会員の義務に違反したとき。

3 会員は、会員資格を喪失し退会する時は、発行された会員証及び利用会員又はサポート会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 サポート会員及び利用会員は次の義務を負うものとする。

(1) 会員は相互援助活動により知りえた会員またはその家族の個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。会員でなくなった後も同様である。

(2) 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。

(3) 会員は入会后、住所、電話番号等に変更があった場合は、速やかにセンターに連絡する。

2 サポート会員は次の義務を負うものとする。

(1) サポート会員は善良なる管理者の注意と責任を持って、援助活動を遂行しなければならない。

(2) サポート会員は援助活動を行った時は、その内容をセンターの定める「援助活動報告書」に記載し、センターに提出しなければならない。

(3) サポート会員は援助活動中に会員証を携行し、利用会員その他から請求があればこれを提示する。

3 利用会員は次の義務を負うものとする。

(1) 利用会員は利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むものとする。

(2) 利用会員は第12条に規定する援助活動以外の活動を要求してはならない。

(3) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備する。

(4) 利用会員は援助活動終了後、速やかに援助活動に係る報酬及び実費をサポート会員に支払わなければならない。

(代表者)

第10条 センターは、代表者1名を置くものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー、サブリーダー)

第11条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第4条に規定する業務を行うものとする。

3 アドバイザーは、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任し、業務の補助を行わせることができる。

(援助活動の内容)

第12条 会員間で行う援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施するものとする。

(1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び放課後児童クラブ(以下「保育園等」という。)の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かること。

(2) 保育園等と援助活動を行う場所等との間の児童の送迎を行うこと。

(3) 保育園等の休日その他の事由がある場合において、児童を預かること

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

2 前各号に関わらず、下記に掲げる活動は実施しない。

(1) 宿泊を伴う児童の預かりを行うこと。

(2) 病児・病後児を預かること。

(3) 利用会員とサポート会員が、面談による事前打合せを行っていない児童の預かりや送迎を行うこと。

(援助活動の対象)

第13条 援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として中学校3年生までの児童とする。ただし、対象児童の身体等の状況等により、援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第14条 サポート会員は、複数の児童の預かりを行うことができる。

(援助活動の日時)

第15条 援助活動は午前7時から午後9時までの間に行うものとする。

(援助活動の場所)

第16条 児童を預かる場所は、原則サポート会員宅又は利用会員宅とする。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合は、この限りではない。

(援助活動の報酬及び時間の算定方法)

第17条 利用会員は、援助活動の終了後、サポート会員に対して、別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬から、別に定める川島町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付要綱に基づく補助金を減じた額を支払うものとする。

2 援助活動に関わる交通費等の実費は会員相互の合意の上、別途利用会員が支払うものとする。

(緊急時の対応)

第18条 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

2 災害等で避難を要する際は、原則事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第19条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申込をするものとする。

2 センターは、援助活動の内容、日時等を確認し、サポート会員との調整を行うものとする。

3 アドバイザー又はサブリーダーは、原則として援助活動開始前に利用会員とサポート会員と面談による事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。

4 利用会員は、事前打合せで確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡するものとする。

5 利用会員は申し込んだ援助活動を取り消す場合、速やかにサポート会員及びセンターへ連絡しなければならない。

6 サポート会員は、援助活動の実施内容及び報酬、実費等の金額を記載した援助活動報告書を作成する。

7 利用会員はサポート会員が作成した援助活動報告書の内容を確認し、報酬及び実費を支払わなければならない。

8 サポート会員は援助活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第20条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第21条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第22条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

子ども1人当たりの援助活動に関わる報酬

援助活動の時間	単価
午前7時から午後7時まで	700円/時間
午後7時から午後9時まで	800円/時間

子ども1人当たりの援助活動に係る補助金

援助活動の時間	単価
午前7時から午後7時まで	200円/時間
午後7時から午後9時まで	200円/時間

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育時間に含む。

※報酬金額の算定については、最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなし、最初の1時間経過後は、30分以内は報酬単価の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として、30分単位で加算する。

※同一の利用会員からの児童の預かり人数が複数となる場合は、2人目以降の報酬単価及び補助単価は半額とする。

※援助活動で、報酬単価の異なる援助活動の時間を引き続き利用する場合の報酬金額の算定方法は、別に定める。

※実費（交通費、食事代等）は会員相互の合意のうえ、別途精算する。

川島町緊急サポートセンター 会則

（名称）

第1条 当会は川島町緊急サポートセンター（以下、「センター」という）という。

（目的）

第2条 センターは、育児の援助を行いたい保育士、看護師、保健師等の有資格者及び子育て経験のある者等（以下「サポート会員」という。）と、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）の預かり、緊急時の預かり等の援助を希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、会員同士が相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、地域における仕事と育児の両立が可能な環境の整備及び子育て支援環境の充実を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 相互援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

第4条 センターは次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）会員の募集及び登録を行うこと。
- （2）急な援助活動の依頼にも対応できる体制の整備に関する事。
- （3）会員間の育児の援助活動の調整に関する事。
- （4）サポート会員に対する、援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関する事。
- （5）サポート会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関する事。
- （6）関係機関との連絡調整に関する事。
- （7）前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関する事。

（業務日及び時間）

第5条 センターが登録、依頼等の受付等の業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く、午前7時～午後8時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等についてはこれにかかわらず行うものとする。

（会員資格）

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす、センターの承認を得た者とする。

（1）サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者とする。

（2）サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者とする。

（3）利用会員は、援助活動に理解を有し、町内に住所を有する、原則として当該利用会員の親族である中学校3年生までの児童（以下「児童」という。）と同居している者とする。

（入会及び会員登録）

第7条 センターに会員として入会しようとする者は、センターが定める所定の手続きに従い、サポート会員または利用会員としてセンターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、サポート会員には会員証を発行し、利用会員には会員番号を通知する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

（退会及び会員資格の喪失）

第8条 会員は次に該当する際、会員資格を喪失するものとする。

（1）センターに退会の届出を行ったとき。

（2）会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。但し、利用会員が同居している児童が中学3年生を終えた場合でも、センターが援助活動を必要と認めた場合はこの限りでは無い。

2 センターは次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。

（1）会員としてふさわしくない行為があったとセンターが認めたとき。

(2) 会員が会員の義務に違反したとき。

3 会員は、会員資格を喪失し退会する時は、発行された会員証及び利用会員またはサポート会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 サポート会員及び利用会員は次の義務を負うものとする。

(1) 会員は相互援助活動により知りえた会員またはその家族の個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。会員でなくなった後も同様である。

(2) 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。

(3) 会員は入会后、住所、電話番号等に変更があった場合は、速やかにセンターに連絡する。

2 サポート会員は次の義務を負うものとする。

(1) サポート会員は善良なる管理者の注意と責任を持って、援助活動を遂行しなければならない。

(2) サポート会員は援助活動を行った時は、その内容をセンターの定める「援助活動報告書」に記載し、センターに提出しなければならない。

(3) サポート会員は援助活動中に会員証を携行し、利用会員その他から請求があればこれを提示する。

3 利用会員は次の義務を負うものとする。

(1) 利用会員は第12条に規定する援助活動以外の活動を要求してはならない。

(2) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備する。

(3) 利用会員はセンターの求める援助活動に必要な情報を正確に提供しなければならない。

(4) 利用会員は援助活動終了後、速やかに謝礼金及び実費をサポート会員に支払わなければならない。

(代表者)

第10条 センターは代表者1名をおく。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー、サブリーダー)

第11条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第4条に規定するセンターの業務を行うものとする。

3 アドバイザーは、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任し、業務の補助を行わせることができる。

(援助活動の内容)

第12条 会員間で行う相互援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施する。

(1) 児童の預かり(病児・病後児を含む。)。ただし、病児・病後児にあつては、医療機関による入院治療の必要がない者に限る。

(2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ及び病児・病後児施設等(以下「保育園等」という。)と援助活動を行う場所等との間の送迎を行うこと。

(3) その他児童の保育に係る緊急に必要な援助を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

2 前各号に関わらず、宿泊を伴う児童の預かりは実施しない。

(援助活動の対象)

第13条 援助活動の対象は、利用会員が登録した原則として中学3年生まで児童とする。但し、対象児童の身体等の状況等により援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第14条 サポート会員は複数の児童の預かりを行うことができる。但し、病児・病後児の預かりは児童1人までとする。

(援助活動の日時)

第15条 援助活動は午前7時から午後9時までの間に行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、会員相互の合意により、援助活動の実施時間を変更することができる。

2 病児・病後児については、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医院やその他医院、病院の開院時刻を考慮した上で預かり時間についてサポート会員と利用会員が協議するものとする。

(援助活動の場所)

第16条 児童を預かる場所は、原則サポート会員宅または利用会員宅とする。但し、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合はこの限りではない。

(援助活動の報酬及び時間の算定方法)

第17条 利用会員は、援助活動の終了後、サポート会員に対して、別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬から、別に定める川島町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付要綱に基づく補助金を減じた額を支払うものとする。

2 援助活動に関わる交通費等の実費は会員相互の合意の上、別途利用会員が支払うものとする。

(病児・病後児への援助活動)

第18条 別に定める基準で規定される特定の疾患や状態の児童には、援助活動を行わない。

2 病児・病後児は原則受診後に援助活動を行う。但し、急な発病等で事前の受診が出来ない場合、サポート会員と利用会員の間で合意があればサポート会員が受診の付き添いと受診後の預かりを行うことができる。

3 サポート会員が受診の付き添いをし、別に定める基準で規定される疾患や状態に該当すると医師から診断された場合、利用会員は速やかに児童を引き取らなければならない。

4 前項において、利用会員が児童を引き取るまでの間の児童の預かり場所は、原則サポート会員宅以外とする。

5 サポート会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用会員は文書でサポート会員に依頼しなければならない。

6 サポート会員が受診の付き添いをし、直接医師の指示を受けた場合は前項にかかわらず、処方に基づき与薬を行うことが出来る。

(緊急時の対応)

第19条 援助活動中、事故や病児・病後児の状態悪化等により対象児童を医院、病院等へ連れて行く場合は、原則利用会員の合意を得た上で受診する。但し、緊急を要する場合や連絡がつかない場合はサポート会員またはセンターの判断で受診することが出来る。

2 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

3 災害等で避難を要する際は原則、事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第20条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申込をするものとする。

2 センターは利用会員の利用希望内容に応じて対応可能なサポート会員の紹介・調整を行うものとする。

3 利用会員は申し込んだ援助活動の内容を変更する場合、速やかにセンターへ連絡しなければならない。

4 利用会員は申し込んだ援助活動を取り消す場合、速やかにサポート会員とセンターへ連絡しなければならない。

5 サポート会員は、援助活動の実施内容及び報酬、実費等の金額を記載した援助活動報告書を作成する。

6 利用会員はサポート会員が作成した援助活動報告書の内容を確認し、報酬及び実費を支払わなければならない。

7 サポート会員は援助活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第21条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第22条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第23条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第17条関係)

子ども1人当たりの援助活動に関わる報酬

援助活動の時間	単価
午前7時から午後7時まで	1,000円/時間
午後7時から午後9時まで	1,100円/時間

子ども1人当たりの援助活動に係る補助金

援助活動の時間	単価
午前7時から午後7時まで	200円/時間
午後7時から午後9時まで	200円/時間

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育時間に含む。

※報酬金額の算定については、最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなし、最初の1時間経過後は、30分以内は報酬単価の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として、30分単位で加算する。

※同一の利用会員からの児童の預かり人数が複数となる場合は、2人目以降の報酬単価及び補助単価は報酬単価の半額とする。

※援助活動で、報酬単価の異なる援助活動の時間を引き続き利用する場合の報酬金額の算定方法は、別に定める。

※実費(交通費、食事代等)は会員相互の合意のうえ、別途精算する。